

選挙運動に関する収支報告書

1 収支報告書の提出（公職選挙法第189条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ次に掲げる期間までに、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 選挙期日の告示の日前まで、告示の日から選挙期日まで及び選挙期日の経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に報告書を提出しなければならない。

(2) 上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に報告書を提出しなければならない。

2 収支報告書の要旨の公表（公職選挙法第192条）

収支報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、その要旨を公表しなければならない。

その公表は都道府県選挙管理委員会にあつては、県公報により行う。

3 収支報告書の保存及び閲覧（公職選挙法第192条）

選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から3年間保存しなければならない。

何人も上記の期間内においては、選挙管理委員会の定めるところにより当該収支報告書の閲覧を請求することができる。

4 会計帳簿の保存（公職選挙法第191条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならない。

※選挙運動に関する支出金額の制限

(公職選挙法第194条、公職選挙法施行令第127条)

◎ 知事選挙

制限額 = 7円 × 選挙人名簿登録者数 + 24,200,000円
(100円未満切上げ)

◎ 県議選挙

制限額 = 83円 × $\frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区の議員の定数}}$ + 3,900,000円
(100円未満切上げ)

※ 選挙人名簿登録者数は、各選挙における選挙人名簿の選挙時登録の日現在における総数

選挙時登録の日 知事選挙 平成19年3月21日
県議選挙 平成19年3月29日

選挙運動に関する収支報告書の費目

人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員に対する報酬

家屋費

選挙事務所の借上料、電話架設料
個人演説会場の借上料

通信費

電報、電話、葉書、封書等に要する費用

交通費

運動員、事務員、労務者に係る交通費、その費用弁償

印刷費

選挙運動のために使用するポスター及び葉書等の印刷費等

広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等

食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用
法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用

休泊費

休憩費 宿泊費

雑費

ガス代 電気代 水道代 汲取料等

※ 諸費目はおおよそ上記のように分類されるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ選挙運動に関する費用はすべて適宜上記の費目に当てはめ、記載されることとなる。

下記の支出は、選挙運動に関する支出でないとみなされる。

(公職選挙法第197条)

1. 立候補準備のために要した支出で、公職の候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
2. 立候補の届出があった後、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
3. 公職の候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
4. 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
5. 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
6. 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
7. 選挙運動のために使用される自動車及び船舶を使用するために要した支出